

令和5年度福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和5年3月

福島県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理の実施にあたり、「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成18年3月策定。平成31年3月改定。）」を受けて、令和5年度福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 PCB廃棄物等の分類、処理施設、処分期間

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）により、保管事業者及び所有事業者がPCB廃棄物及びPCB使用製品を下記の表の処分期間内に自ら処分、又は処分を他人に委託すること（以下、「処分等」という。）が義務付けられている。

なお、含まれているPCBの濃度が5,000mg/kg以下（塗膜、感圧複写紙、汚泥等の可燃性のPCB汚染物等は100,000mg/kg以下）のものは、低濃度に分類される。

	機器の種類	処分期間	処理施設
高濃度	変圧器類・コンデンサー類	令和4(2022)年3月末まで	JESCO ^{※2} 北海道PCB 処理事業所
	安定器・汚染物等 ^{※1}	令和5(2023)年3月末まで	
低濃度	—	令和9(2027)年3月末まで	無害化処理認定施設等

※1 「安定器・汚染物等」には3kg未満の変圧器類やコンデンサー類が含まれる。

※2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

2 県内のPCB廃棄物又は使用製品の保管・所有状況

令和4年12月末現在の県及び中核市（福島市、郡山市及びいわき市。以下同じ。）の県内の高濃度PCB廃棄物又は使用製品の保管・所有状況は表-1のとおりである。

また、PCB特措法第15条で準用する同法第8条に基づき、PCB廃棄物又は使用製品の保管・所有事業者から届出のあった令和4年3月末現在の低濃度PCB廃棄物又は使用製品の保管・所有状況は表-2のとおりである。

表-1 高濃度PCB廃棄物又は使用製品の保管・所有状況

(令和4年12月末現在、単位：台)

処分期間	種類	福島県 (中核市を除く。)	福島市	郡山市	いわき市	県計
令和4年 3月末まで	変圧器類	0	0	0	0	0
	コンデンサー類	20	86	25	71	202
	その他電気機器	0	0	0	0	0
	小計	20	86	25	71	202
令和5年 3月末まで	安定器等	1,188	905	644	1,345	4,082
	合計	1,208	991	669	1,416	4,284

※ 数量は廃棄物と使用製品を合わせたもの。

※ 安定器等には3kg未満の変圧器類やコンデンサー類が含まれる。

※ 本表に集計されているもの以外にも、重量で登録されているものもある。

※ 本表に掲載するもののほか、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物を7,305kg保管している。

表－２ 低濃度PCB廃棄物又は使用製品の保管・所有状況

(令和4年3月末現在、単位：台)

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)	福島市	郡山市	いわき市	県計
廃棄物	変圧器類	432	97	66	85	680
	コンデンサー類	297	168	16	111	592
	その他電気機器	96	14	6	27	143
使用製品	変圧器類	280	34	41	74	429
	コンデンサー類	6	5	3	7	21
	その他電気機器	48	6	0	4	58
合 計		1,159	324	132	308	1,923

※ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第13条第1項に規定する対策地域内廃棄物（以下、単に「対策地域内廃棄物」という。）を含む。

※ 低濃度PCB使用製品については、任意による保管届出の集計による。

※ 本表に掲載するもののほか、PCB及びPCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物を約1,821t 保管している。

表－1のうち令和4年3月末までに処分等しなければならなかったPCB廃棄物については、JESCOへの処分委託契約が完了しており、順次搬入され処分される予定である。また、表－1のうち令和5年3月までに処分等しなければならないPCB廃棄物については、一部を除き処分期間内に処分等される見込みである。

なお、対策地域内廃棄物に該当するPCB廃棄物については、環境省が責任をもって処理することとなっている。

また、表－2の処分等しなければならないPCB廃棄物の数量は今後、保管や使用が新たに判明することで、増加することが見込まれる。

3 PCB廃棄物の処理の流れ

保管事業者及び所有事業者は、各事業所等に設置している電気機器等について、PCB含有の有無を確認し、含有が確認されたものについては、保管する事業場の場所に応じて、県又は中核市に保管の届出を行う必要がある。届出を行った後は、PCB濃度に応じて以下のように処理を行うこととなる。なお、処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に定める基準を遵守する必要がある。

(1) 高濃度PCB廃棄物

- ① JESCOへPCB廃棄物を登録する（通年）。
- ② JESCOと処分委託契約を結び、搬入時期の調整を行う。

※ JESCOの処理対象となるPCB廃棄物と搬入時期

JESCOでは、PCB廃棄物を北海道事業所内の2施設で処理している。処理は、定期修理期間（例年9月）を除き通年可能で、保管事業者及び所有事業者と搬入日程等を調整し、計画的かつ効率的に進めている。

【脱塩素化分解法での処理】

変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバ
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

【プラズマ熔融分解法での処理】

安定器・汚染物等	PCBを使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物
----------	---

- ③ 処分委託契約の完了について保管の届出を提出している自治体へ届け出る。
- ④ JESCOへ搬入するためPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者*と契約する。
※ 福島県及び北海道のPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可並びにJESCOの入門許可を取得していること。
- ⑤ JESCO北海道PCB処理事業所で処理する。

(2) 低濃度PCB廃棄物

- ① 無害化処理認定施設等を持つ事業者と処分委託契約を結び、PCB廃棄物の処分について調整を行う。
- ② 処分委託契約の完了について保管の届出を提出している自治体へ届け出る。
- ③ 無害化処理認定施設等への搬入するためのPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者*と契約する。
※ 福島県及び無害化処理認定施設等が設置されている自治体のPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得していること。
- ④ 無害化処理認定施設等で処理する。

4 処理の推進に関する取組

県及び中核市はそれぞれ以下のことに重点的に取り組む。

(1) 県

ア 処分期間内に処分等されなかったPCB廃棄物への対応

- 処分期間内にPCB廃棄物を処分等しなかった事業者に改善命令の行政処分を行う。
- 改善命令に従わない事業者や処理責任者不明のPCB廃棄物について、行政代執行により処分を進める。

イ 処分期間内のPCB廃棄物・使用製品への対応

- 専任のPCB廃棄物適正処理促進員による対象事業場等への立入検査、処分期間内の処分等の指導を行う。
- 新聞等を活用して、PCB廃棄物・使用製品の確認、処分期間内の処分等について周知する。
- PCB廃棄物の処分等を促進するため分析費用の一部を支援する。

- ウ 処分期間後に見つかったPCB廃棄物・使用製品への対応
 - 早急に処分等をするよう指導し、従わない事業者や処理責任者不明のPCB廃棄物については行政代執行により処分を進める。
- エ 一般廃棄物となるPCB廃棄物・使用製品への対応
 - 一般廃棄物となるPCB廃棄物・使用製品が見つかった場合、管轄の市町村へ情報提供を行う。
- オ 対策地域内廃棄物に該当するPCB廃棄物について
 - 対策地域内においてPCB廃棄物が発見された場合、環境省と対応を協議する。

(2) 福島市

- ア 処分期間内に処分等されなかったPCB廃棄物への対応
 - 処分命令に従わない事業者や処理責任者不明等の高濃度PCB廃棄物廃棄物について、行政代執行により処分等を進める。
- イ 処分期間内のPCB廃棄物・使用製品への対応
 - 期間内処分に向けて対象事業場等への立入検査、処分等の指導を行う。
 - ホームページや市広報紙等を活用して、PCB廃棄物・使用製品の掘り起し及び期限内処分の周知を図る。

(3) 郡山市

- ア 処分期間内に処分等されなかったPCB廃棄物への対応
 - 処分期間内にPCB廃棄物を処分等しなかった事業者に対し改善命令の行政処分を行う。
改善命令に従わない事業者や処理責任者不明のPCB廃棄物について、行政代執行により処分を進める。
- イ 処分期間内のPCB廃棄物・使用製品への対応
 - PCB廃棄物等保有事業者に対する立ち入り検査及び計画的処理の指導を行う。
 - PCB廃棄物・使用製品の確認、期間内の処分等について、市内事業所等に周知を図る。

(4) いわき市

- ア 処分期間内に処分等されなかったPCB廃棄物への対応
 - 処分期間内にPCB廃棄物を処分等しなかった事業者に対し、改善命令の行政処分を行い、事業者自らの処分等を促す。
 - 事業者が改善命令に従わない場合や処理責任者が不明である場合、処分等措置を講ずべきことを命ずるとまがないときに、行政代執行によりPCB廃棄物の処分等を行う。
- イ 処分期間内のPCB廃棄物・使用製品への対応
 - PCB廃棄物等を保管・使用している事業者に対し、計画的に廃棄・処分を進めるよう指導する。
 - PCB廃棄物・使用製品の有無確認、期限内の処分について、市内事業者等への周知を図る。